

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第99条の2に基づき、中京大学（以下「本学」という。）の早期卒業に関し必要な事項を定める。

(早期卒業制度の適用)

第2条 学長は、学長会議の審議を経て、早期卒業制度の各学部への適用について、教育的な配慮に基づき判断する。

2 各学部は、早期卒業制度の適用について学長に申し出ることができる。

3 各学部は、早期卒業制度を適用する場合においては、学則第76条及び第78条に基づいた厳格な成績評価を行うとともに、第6条第1項及び第8条第3項の認定手続に必要な要件をあらかじめ定め、学長会議の承認を得るものとする。

4 前3項に基づき、早期卒業制度を適用する学部・学科は、別表1のとおりとする。

(早期卒業の時期)

第3条 早期卒業の時期は、別表2のとおりとする。

(早期卒業の対象学生)

第4条 早期卒業の対象学生は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。

(1) 早期卒業を希望していること。

(2) 本学に3年以上在学し、学則第66条に規定する卒業所要単位を修得していること。

(3) 極めて優秀な成績を修めていること。

(4) 本学が設置する大学院への進学を希望し、大学院の入学試験に合格するだけでなく、入学手続を完了していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、早期卒業の対象としない。

(1) 編入学、転入学又は再入学により在籍している者

(2) 学部入学前の既修得単位の認定を受けた者（ただし、高等学校在学中に、本学が提供する授業の履修による単位認定を受けた者は除く。）

(3) その他各学部が定める要件に合致する者

(早期卒業希望申請)

第5条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、別表2に定める本学が指定する期間に、所定の申請書式を用いて、所属学部の学部長にその旨を申請しなければならない。

(早期卒業予定者の認定手続)

第6条 学部教授会は、早期卒業希望者の申請に基づき、早期卒業を予定する者（以下「早期卒業予定者」という。）として適格か否かを別表2に定める本学が指定する期間に審査し、その結果を本人に通知しなければならない。

2 早期卒業予定者に対しては、3年次の履修における履修登録単位の制限及び4年次配当科目の履修制限を適用しないものとする。

(学習指導)

第7条 学部教授会は、早期卒業予定者を指導する教員（以下「指導教員」という。）を定め、適切な学習指導を行うものとする。

(早期卒業の認定)

第8条 早期卒業予定者のうち早期卒業の認定を希望する者は、別表2に定める本学が指定する期間に、所定の申請書式を用いて、所属学部の学部長にその旨を申請しなければならない。

2 早期卒業の認定は、別表2に定める本学が指定する期間に、学部教授会の審議を経て学長が行う。

3 早期卒業の認定は、第4条に規定する事項のほか、各学部が定める事項を審査して行う。

(所管)

第9条 早期卒業に関する業務は、教学部教務課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学審議会の審議を経て、学長会議が行う。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

別表1 早期卒業制度適用学部・学科（第2条第4項関係）

学部	学科
スポーツ科	スポーツ教育
	競技スポーツ科
	スポーツ健康科

別表2 早期卒業の時期、希望申請及び審査期間並びに認定申請及び審議期間（第3条、第5条、第6条第1項、第8条第1項、第8条第2項関係）

早期卒業の時期 （第3条関係）	希望申請及び審査期間 （第5条、第6条第1項関係）	認定申請及び審議期間 （第8条第1項、第8条第2項関係）
3年次3月	2年次秋学期成績開示後の学部 が指定する期間	3年次秋学期成績開示後の学部が指定 する期間
4年次9月	3年次春学期成績開示後の学部 が指定する期間	4年次春学期成績開示後の学部が指定 する期間